

地域商店街活性化法：認定スキーム

商店街活性化事業計画

1. 計画作成主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条但し書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会

2. 商店街活性化事業の内容

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業で、いずれにも該当するもの

- ① 地域住民の需要に応じて行う事業であること
アンケート調査や市場調査等により把握
- ② 商店街の活性化の効果が見込まれること
商店街への来訪者の増加、空き店舗数の減少等
- ③ 他の商店街にとって参考となり得る事業であること
事業内容の新規性や、事業の実施方法に創意工夫が認められる等

3. 実施期間 3年間程度

4. 申請受付 随時

商店街活性化支援事業計画

1. 計画作成主体

一般社団・一般財団法人、NPO法人

※ 社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上中小企業者が有していることが必要

2. 商店街活性化支援事業の内容

商店街振興組合等に対する商店街活性化事業計画の作成に必要な情報提供、組合員に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う事業の実施についての指導・助言、その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業で、次のいずれかに該当するもの

- ① 支援対象である商店街振興組合等において商店街活性化事業計画の作成を実現させること
- ② 支援対象である商店街振興組合等が認定商店街活性化事業計画の目標を上回る成果を実現させること 等

3. 実施期間 3年間程度

4. 申請受付 随時

注：申請前に早めにご相談ください

申請

認定

経済産業局

意見聴取

注：経済産業局と同時並行で、地元自治体に事前にご相談ください

都道府県、市区町村

※ 商店街活性化事業計画のみ